

D 3 - 1
5 年 保 存 (常)
(平成34年12月31日まで)
F N . D 3 - 1 - 2
鹿 交 規 第 2 9 7 号
平 成 2 9 年 1 2 月 1 4 日

各所属長 殿

本 部 長
担当 企画許可係 TEL

道路使用許可に係る手数料の徴収免除に関する取扱いについて（通達）

見出しのことについては、これまで「道路使用許可手数料の徴収免除規定に関する取扱いについて（通達）」（平成26年3月11日付け鹿交規第77号。以下「旧通達」という。）に基づいて運用してきたところであるが、鹿児島県手数料徴収条例施行規則（平成12年鹿児島県規則第89号。以下「県規則」という。）及び道路使用許可に係る手数料の徴収免除に関する規程（平成5年鹿児島県公安委員会規程第1号。以下「公安委員会規程」という。）の改正に伴い、旧通達に規定する道路使用許可手数料の徴収免除規程に関する取扱要領を改正し、別添のとおりとしたので、事務処理に誤りのないよう所属職員に周知するとともに、その運用に適正を期されたい。

なお、この通達は平成29年12月14日から施行し、旧通達は平成29年12月14日限り廃止する。

別添

道路使用許可に係る手数料の徴収免除に関する取扱要領

1 趣旨

この要領は、道路使用許可に係る手数料の徴収免除に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 県規則第2条第1項の表中9の項のアについて

「国又は地方公共団体が直接公共の利益のために道路を使用する場合」とは、国又は地方公共団体が、その責務の範囲内で道路を使用する場合であって、かつ、手数料が当該国又は地方公共団体の負担となる場合をいう。

したがって、国又は地方公共団体の機関の長の名で申請書が提出された場合であっても、申請内容が明らかに国又は地方公共団体の責務と認められない場合には、手数料を徴収するものとする。

3 県規則第2条第1項の表中9の項のイについて

「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校等）、大学及び高等専門学校をいい、同法第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校は、これに含まないことから、確認を必ず行うこと。

なお、同法第1条に規定する学校は、公・私立の別を問わないことから留意すること。

4 県規則第2条第1項の表中9の項のウについて

「手数料を徴収することが不適当なものとして公安委員会が定める場合」とは、公安委員会規程第1条各号のいずれかに該当する場合をいい、次のとおりであるので留意すること。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する公立又は私立の保育所が行う保育上の行事のために道路を使用する場合
- (2) 社会福祉法人鹿児島県共同募金会又は公益財団法人かごしまみどりの基金が募金活動を行う場合
- (3) 日本赤十字社が献血活動、献血及び赤十字活動に関する街頭啓発キャンペーン（チラシ配布、横断幕の設置等）、募金活動等を行う場合
- (4) 営利又は売名を目的としない道路、交通信号機、道路標識、道路ミラー等の清掃、保守点検、補修等を行う場合
- (5) 交通安全、犯罪防止等のためのパレード、チラシ配布、広報啓発キャンペーン、防災訓練等を行う場合

5 手数料減免（免除）申請書の提出について

県規則第2条第3項に基づき、3及び4の規定により手数料の免除を受けようとする者から道路使用許可申請を受理する場合は、その者から手数料減額（免除）申請書（県規則別記様式）の提出を求めなければならない。